

令和7年5月

関係者各位

一般社団法人 最上建設クラブ  
最上地区建設発生土改良センター

【建設発生土受入れ再開】と【受入れルール】の設定について

拝啓 立夏の候、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
先のご案内のとおり、現ストックヤード（福田山・鳥越）の容量超過による建設発生土の受入れ制限など、関係者様にはご迷惑をおかけして参りましたが、新改良土センターの開業目途が立ちましたので、建設発生土の受入れ再開を以下のとおりご案内申し上げます。 敬具

【建設発生土受入れ再開】について

「名称」：鮭川改良土センター

「住所」：鮭川村川口天狗森 723-4 他（別紙地図をご参照願います）

「連絡先」：一般社団法人 最上建設クラブ 0233-22-1253

最上地区建設発生土改良センター（マルカ新庄事業所）0233-28-8480

「受入れ開始予定」：令和7年6月中旬（詳細は別途、最上建設クラブ HP にてご案内致します）

※福田山ヤード及び鳥越ヤードについても受け入れ可能になり次第（在庫が無くなり次第）、受入れを再開しますので最上建設クラブの HP にて順次ご案内致します。受入れ土量の検収方法については今まで通りとします。

※6月中旬以降の受入れは以下の3箇所となりますが、発生土の土質によって区分けさせていただきますので予めご了承ください。

- ・鮭川改良土センター：最上郡鮭川村大字川口字天狗森 722-1 他
- ・福田山ヤード：新庄市大字福田字福田山 711-33
- ・鳥越ヤード：新庄市大字鳥越 1488-33、1488-58

※鮭川改良土センターでは当面の間、以下の方法にて受入れ土量を算出致します。

- ・発生土の嵩比重： $\rho t$  ( $t/m^3$ ) を測定。運搬車両の最大積載量：標準値( $t$ )を嵩比重で除した数値を運搬車両1台あたりの土量とします。下表に運搬車両ごとの標準的な最大積載量と荷台寸法・体積・過積載境界土量を示します。

表-運搬車両ごとの最大積載量と荷台寸法

運搬車両	最大積載量 ( $t$ )	荷台寸法 ( $m*m*m$ )	荷台平積体積 ( $m^3$ )	$\rho t=1.5t/m^3$ の場合の 過積載境界土量計算例( $m^3$ )
2t ダンプ (いすゞ自動車標準車)	2.0	3.1*1.6*0.32	1.58	1.33
4t ダンプ (いすゞ自動車標準車)	3.65	3.4*2.06*0.32	2.24	2.43
10t ダンプ (実車平均値)	8.9	5.1*2.2*0.51	5.72	5.93

※上記数値は運搬車両毎の標準的な最大積載量及び過積載防止の為の土量（参考値）です。

※過積載が判明した場合は受入れできません。各社様、過積載の無いようご対応願います。

## 【受入れルール】

・昨年 7 月の大雨災害によって生じた崩落土砂の受入れ依頼が増大しており、受入れに関する新たなルールが必要となりました。以下にそのルールを示しますので何卒ご了承願います。

- ①工期末が近く発生土の土量が少ない現場<sup>※1</sup>を優先します。
- ②土の性状や仮置きの状態などによって受入れの順番が前後する事<sup>※1</sup>もありますので予めご了承願います。
- ③搬入時の含水比が事前試験よりも高い場合、土質区分（要改良土 or 改良不要土）や改良手間、材料費等への影響が大きい為、可能な限り曝気を行うなどの対応をお願いします。対応後も高含水比で泥状を呈している場合（ $qc < 200kN/m^2 = \text{泥土}$ ）は受入れできません。
- ④有機物の含有が多い土（強熱減量試験で 5%以上<sup>※2</sup>）は受入れできません。
- ⑤異物<sup>※3</sup>の分級が困難と判定された土及び異物<sup>※3</sup>が多すぎる土は受け入れできません<sup>※4</sup>。
- ⑥異物を含む土は受入れ費用の他に分級（除去）費と産廃処分費が発生します（異物の除去と処分を自らが行う場合は別途ご相談下さい）。但し、明らかに分級が困難な物（農業用ビニルシートや葦の根が密集した土、建設汚泥処理土<sup>※5</sup>などは受入れできません。異物除去後の再生改良土は発注者から別途再利用先を指定して頂きます。
- ⑦再生改良土はその性状（特に粒度分布）によっては降雨等により強度低下等の影響を受けやすい為、ご利用時には天候に留意頂くと共に現場搬入後は速やかに締固めを行って下さい。
- ⑧再生改良土ご注文後（製造後）の急なキャンセルはご遠慮願います。
- ⑨発生土の受入れ順序は再生改良土ご購入の有無によって差が生じる場合があります。

※1 受入れ順序については申し込みのあった現場の中から上記①～⑨の条件を考慮し、必要に応じて発注者（県や市町村）との協議を経て個々に判断させていただきます。

※2 強熱減量試験は(株)マルカ新庄事業所試験室にて行います。東日本大震災津波堆積物処理指針（H23/7/13, 環境省）では強熱による減量率が 5%以下であることを有効利用・処分における基準としています。

※3 異物とは木の根や枝葉、空き缶、ペットボトル、コンクリート殻、アスファルト殻、ガラスくず、廃プラ、古タイヤ、がれき類などの産業廃棄物に該当するものを指します。これ以外にも直径 30cm 以上の玉石や軟岩などは改良出来ない為、異物とみなされます。

※4 受入れ可否の判定は最上建設クラブから委託された(株)マルカ新庄事業所係員が行います。

※5 建設汚泥とは「建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち廃掃法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの(国交省通知のガイドラインより引用)」であり、杭打ち工事等から発生する汚泥及びその改良土も該当します。

現在、盛土規制法に係る「土石の堆積」の届出書を確認中です。ご利用者様には当面の間ご不便をおかけしますが、ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。

尚、改良土のご購入については対応可能ですので、お問い合わせ下さい（品質は要相談）。